

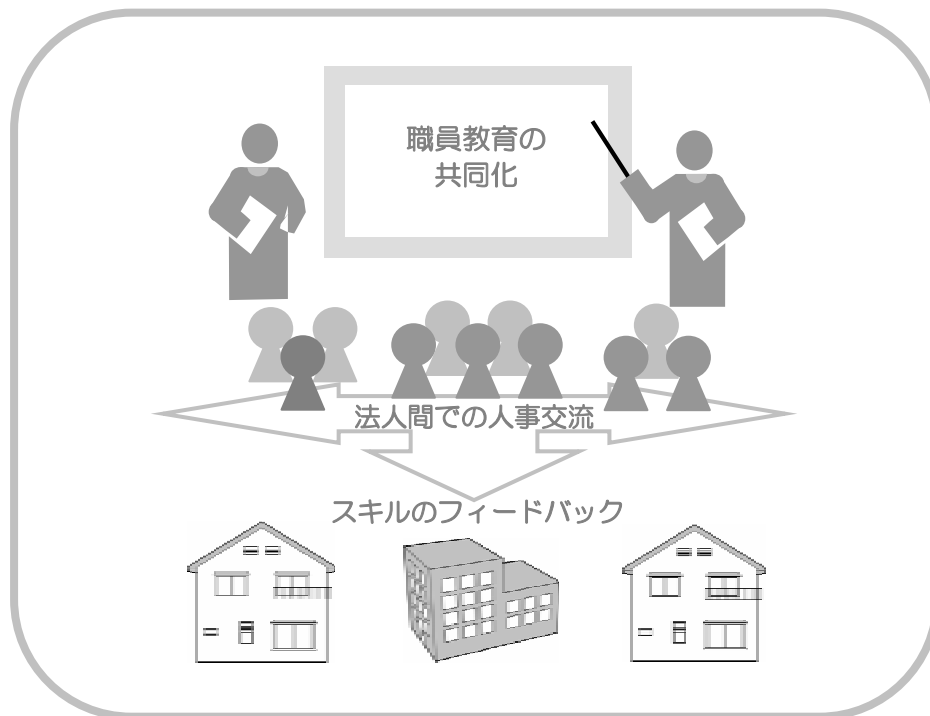
(具体的に事業を取り組むに当たって、想定される効果及び課題等について考察したので参考に添付する)

職員教育の共同化・法人間の人材交流

<p>内容</p>	<p>各法人の職員に対する教育を共同で行うことで、教育に関するコスト・研修を担当する職員の負担軽減を図る。 法人間での人材交流を行い、OJTにより職員のスキルアップを図ると共に、職員がOJTで習得したスキルを自らの施設にフィードバックすることにより施設全体のレベルアップ・サービスの質の均一化を図る。 また、日常の業務スキルに限らず、個別法人では実施しにくい「経営」や「管理」レベルの研修を法人の幹部候補を集めて育成することや、レベルの高い法人へ幹部候補を派遣して育成するということも考えられる。 具体例としては以下のとおり。 新人教育時に、基本的なスキル・ノウハウ習得のため複数法人施設の職員を一同に集め、集合研修を行う。 外部講師を招集する際に、複数法人が共同で申し込むことにより、教育コストの削減を図る。 サービスレベルの高い施設へ、サービスレベルの低い職員を派遣し、OJTによりスキルの向上を図る。 法人の幹部候補生を、他の社会福祉法人本部へ職員として派遣し、経営の視点を学習させる。</p>	
<p>想定される効果・課題</p>	<p>< 事業者への実施効果 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 職員教育コストの削減が可能 ➤ 職員の画一的なレベルアップを図ることが可能 ➤ 法人幹部の効果的な育成が可能 	<p>< 事業者における課題 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 人材交流において、サービスレベルの低い職員を受け入れた場合、かえってコストや負担が増大する可能性あり
	<p>< 利用者への実施効果 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 高品質なサービスの享受 	<p>< 利用者における課題 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 特段なし
<p>実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 企業においては、実績多数 ➤ 一部の社会福祉法人で取組実績あり 	

<p>実施に向けての課題</p>	<p>サービスの質の向上に向けた職員教育・職員養成に一定のコストがかかるため、教育の共同化によるメリットは高まる。一方で、そもそも職員教育に関する各法人の価値観は様々であり、価値観が共有できる法人同士が連携する仕組みがないと実現自体が困難である。また、人材交流に関しても、受入れ側のサービスレベルが高い施設に対してサービスレベルが低い施設の職員を派遣するのみという片方向の交流になる可能性が高い。受入れ側としてのメリットを検討し、明確にする必要がある。</p>
------------------	--

職員教育のイメージ



業務の共同受注や共同生産等により、利用者への就労の確保と工賃アップを図るなどの効果を上げている事例

< 事例 >

都道府県	長野県
連携範囲	社会福祉法人とNPO法人の連携
連携内容	空き缶等の分別作業の共同受注
具体的な取組	<p>自動販売機から出る空き缶やペットボトルは、ドリンクメーカーがストックヤード（一時保管場所）に持ち込み、混入している一般家庭ごみの除去や缶等の分別を行った上で、リサイクル業者に引き渡している。</p> <p>このごみの除去や缶等の分別業務を障害者の授産施設を運営する社会福祉法人が共同で受注し、施設利用者が指導者とともに企業に出向いて作業を行い、収益をあげている。</p> <p>（ドリンクメーカーからNPO法人（ ）が一括で業務を受注し、各施設で受入れ可能な業務量等を調整したうえで、NPO法人と各社会福祉法人が受注契約を結ぶ方式）</p> <p>（ ）県が推進している「共同受注・共同販売等促進事業」をNPO法人セルフセンターが受託</p>
連携効果（メリット）	<ul style="list-style-type: none"> ・一法人では受注できない業務をNPO法人が一括で受注することで、工賃アップを図ることができる。 ・企業の中で仕事を行うことにより、障害者が企業を知る機会につながる。

< 事例 >

都道府県	旭川市
連携範囲	社会福祉法人間の連携
連携内容	他法人との連携による授産製品の生産
具体的な取組	<p>障害者の授産施設において、業者からの大量受注や短期間での製造依頼に対応できるよう他の社会福祉法人と連携し、授産製品の効率的な生産を図っている。</p> <p>知育玩具（パズル・積み木）、木工クラフト（実用品小物）等の制作を5法人で手掛けている。</p>
連携効果（メリット）	<ul style="list-style-type: none"> ・授産作業の幅が拡大するとともに、授産製品の大量生産が可能。 ・製品開発、情報交換、製品製作の分業が可能。 ・利用者の工賃アップが期待できる。

< 事例 >

都道府県	富山県
連携範囲	社会福祉法人と生活協同組合の連携
連携内容	リサイクル商品の開発・研究
具体的な取組	<p>家庭から出る生ゴミを堆肥化する促進剤（ぼかし肥（製品名））を、社会福祉法人と生協が共同で開発し、社会福祉法人（精神通所授産施設）で製造を行い、生協で販売を行っている。</p> <p>生協組合員をモニターに、より良い商品化を目指している。</p> <p>県のリサイクル製品としても認定。</p>
連携効果（メリット）	<ul style="list-style-type: none"> ・環境問題を意識・啓発する事業者として評価を受けている。 ・利用者の就労への意識が高まり、工賃アップも図れた。

(3) 有効であると考えられる事例紹介

社会福祉法人での具体的な活用例は把握していないものの、有効ではないかと考えられる事業について考察し、積極的に採用することとしました。

あくまでも参考であるため、実際に取り組むに当たっては、想定される効果及び課題等を踏まえた上で、創意工夫を凝らした積極的な取組みを期待します。

なお、本事例は、具体的な活用例を把握していないこともあり、実施しようとする事業が関係法律又は通知に抵触するようなことがないよう、あらかじめ関係行政機関に相談・照会しながら、円滑な導入を図っていただけたらと考えます。

(事例一覧)

- 共同バスの運行（利用者の送迎）
- 施設・設備の共同メンテナンス
- 職員の子供を預かる保育所を共同で設置
- 退職職員の情報を共有
- 施設のマニュアル・ツール類の開発・研究
- 共同採用説明会の開催
- 職員宿舎（職員社宅）を共同で借りる・職員宿舎（職員社宅）を相互利用
- 共同のセントラルキッチン設置による給食
- ITシステム（HP作成等）の共同開発
- 内部通報窓口の共同設置

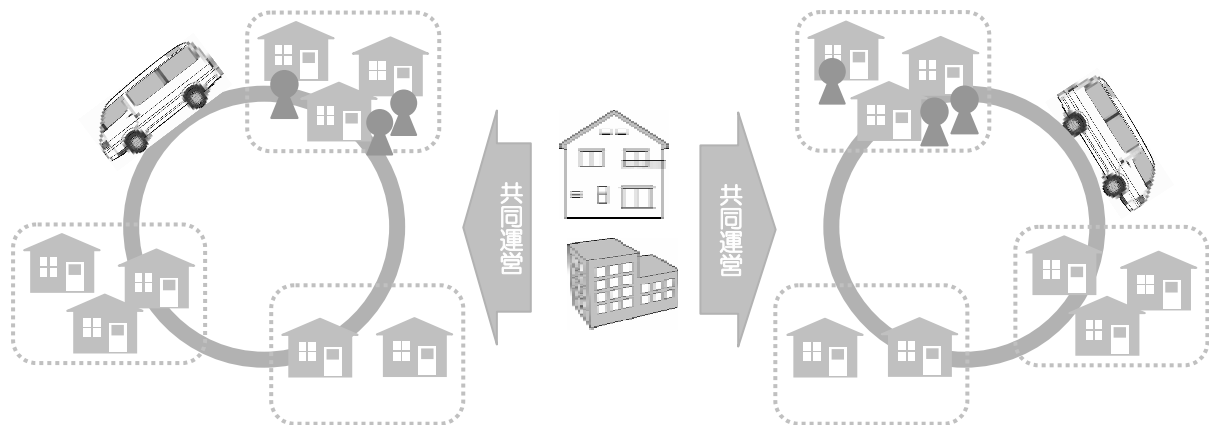
事例

題名	共同バスの運行（利用者の送迎）
目的	規模の拡大によるコストの削減、職員等の人材確保
内容	<p>施設利用者の送迎に際し、複数の社会福祉法人が共同で送迎バスを運営し、コストの削減・効率化を図る。</p> <p>共同バスの利用者は、他施設の利用者との交流がバスの中で可能となる。地域への貢献という視点で、利用者に限らず一般の人向けに、各種イベント会場等への無料送迎バス運行という視点も可能である。</p> <p>地理的に交通が不便な施設への職員の通勤のため、最寄り駅から各施設への足として、共同バスを運行するという方法もある。</p> <p>具体例としては以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none">利用者の居住地域をブロックで分け、各法人の利用者を効率的に送迎する。大型バスを共同運行し、複数法人の利用者を一度に送迎する事で、1法人あたりの送迎コスト削減を図る。駅から各施設への無料送迎バスを運行し、職員・利用者の利便性を図る。

想定される効果・課題	<p><事業者への実施効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 送迎業務の効率化・コスト削減が可能 ➤ 職員の負担の軽減によるサービスの質の向上 ➤ 削減したコストを他のサービスに援用可能 ➤ 職員の通勤の利便性向上 	<p><事業者における課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 大型バス購入・チャーターのため、一定のコスト負担が発生 ➤ 送迎の際に事故が発生した場合に、その事故責任に関し法人間で紛争となる可能性あり
	<p><利用者への実施効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 送迎時間の短縮による肉体的負担の軽減 ➤ 他施設利用者との交流の実現 	<p><利用者における課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 特段なし（但し、利用者によっては、他法人利用者との共同送迎に抵抗感を示す可能性あり）
実績	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 一部の社会福祉法人における取組実績あり 	

実施に向けての課題	<p>送迎業務の効率化、職員・利用者の送迎に際しての負担軽減という視点でみると、本取組の実現による効果は非常に高いといえる。ただし、効率性を確保するためには、一度に多くの利用者を送迎する必要があるため、大型バスの購入・管理、チャーターによるコスト負担が不可避となる。現状の送迎コストとのバランスを考えた上での取組が求められる。</p> <p>また、本事例の実現に際しては、地理的要素が大きなウェイトを占めることになる。各法人の施設が近接しており、それぞれの施設利用者が均等に分布した状況に無ければ、バスの共同運行による効果は期待できない。地理的条件が整って、初めて実現可能な事例といえる。</p> <p>各法人の負担を抑制するためにも、可能な限り多くの社会福祉法人が共同し、いかに効率よく運営するかが課題となる。</p> <p>なお、バス、タクシー等の公共交通機関に関する行政との関係から、都道府県行政の当該部署等との連絡、調整が必要になるとも考えられる。</p>
-----------	--

共同バス運行イメージ



事例

<p>題名</p>	<p>施設・設備の共同メンテナンス</p>	
<p>目的</p>	<p>規模の拡大によるコストの削減</p>	
<p>内容</p>	<p>施設、及び施設で使用される各種設備のメンテナンスについて、共同で業者に依頼し、スケールメリットによる業者との値引交渉等、メンテナンスコストの削減を目指す。(共同依頼という観点で見ると、共同購入と考え方は同じである。)</p> <p>施設の清掃業務等や設備類のリース契約も共同で業者に依頼することで、コストの削減を図る。</p> <p>具体例としては以下のとおり。</p> <p>施設建物(エレベーター等)のメンテナンスを一括で業者に依頼する。設備類のリース契約を一括で行うことにより、スケールメリットをもってリース料の値下げ交渉を行う。</p> <p>施設のトイレ・浴室等の清掃業務を外部業者に共同依頼することにより、職員の負担軽減を図ると共に、委託料の値引交渉を行う。</p>	
<p>想定される効果・課題</p>	<p><事業者への実施効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ メンテナンスコストの削減が可能 ➤ 削減したコストを他のサービスに援用可能 	<p><事業者における課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 業者のレベルによっては、満足できるメンテナンスが享受できない可能性あり ➤ 共同依頼可能な業者の選定に手間がかかる
	<p><利用者への実施効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ コスト削減による利用料の低減 ➤ 削減したコストの援用により、質の高いサービスを享受 	<p><利用者における課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 特段なし
<p>実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 社会福祉法人における取組実績は確認できず 	
<p>実施に向けての課題</p>	<p>連携する各法人の施設設備が異なることが多く、メンテナンスを共同依頼するためには、それらを全てメンテナンス可能な業者を選定する必要がある。また、共同メンテナンスを行うパートナーを探すための仕組み・制度を整備することが課題となる。</p> <p>さらに、社会福祉法人における実際のメンテナンスコストを検証することが先決である。共同メンテナンスによる費用対効果を分析し、メリットが確認され、運営手法が確立し一般化されることが求められる。</p>	

事例

<p>題名</p>	<p>職員の子供を預かる保育所を共同で設置</p>	
<p>目的</p>	<p>職場環境の向上、サービスの質の向上、人材確保</p>	
<p>内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 複数の社会福祉法人が共同で職員の子供を預かる「共同保育所」を設置し、職員の就業と育児の両立支援を図る。 ■ 設置方法としては、代表法人が設置した施設内保育所を他法人の職員も利用し、応分の費用を他法人が負担することが一般的と考えられる。 ■ 職員へ働きやすい職場環境を提供することにより、職員の確保、出産・育児による退職の抑制が期待できる。 ■ また、高齢者施設の利用者と保育所の児童とがふれあう機会を創出することによって、利用者へのサービスの質の向上を図ることができる。 ■ なお、雇用保険の適用事業主・団体が、事業所内に一定の基準を満たす託児施設を設置、又は保育遊具等の購入を行った際に、(財)21世紀職業財団より助成金が出るケースもある。(基準の具体的な内容については、当該財団の各地方事務所にて確認する必要あり。) ■ 実際の実施例としては以下のとおり。 保育所は職員の勤務体制に合わせて、原則 24 時間体制とすることが望ましい。 勤務予定表を職員からあらかじめ受領することにより、託児スケジュールを容易に立てることができる。 保育所のキャパシティを超えないように、託児時間は勤務時間 + 2 時間を上限とする。 	
<p>想定される効果・課題</p>	<p>< 事業者への実施効果 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 職員の出産・育児による退職の抑制 ➢ 有能な職員の確保調達コストの削減が可能 	<p>< 事業者における課題 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 保育所運営コストの負担(要員、土地・建物、運営資金など) ➢ 管理範囲の増大によるリスクの増加(児童の受傷、運営の行き詰まりによる福祉事業への影響など)
	<p>< 利用者への実施効果 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 児童と触れ合う機会が得られるなどサービスの質が向上 	<p>< 利用者における課題 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 特段なし
<p>実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 一部の社会福祉法人で取り組み実績あり ➢ 企業においては、事業所内保育所設置実績は多数あり 	

<p>実施に 向けた課題 と方向性</p>	<p>本取組により施設に勤務する職員のメリットは非常に高まるといえるが、経営としては保育所運営のために一定のコスト負担が不可避なため、コスト負担に耐えられる事業者に限られる。</p> <p>また、例えば夜間勤務の職員のために24時間開設するなど、利便性を高めることが職員満足度を高めるためには必要であるが、一方でコスト負担や運営上の負担も大きくなるため、バランスのとれた高度な運営が求められる。</p> <p>さらに、職員の利便性を考慮すれば、そもそも各法人が距離的に近隣にあるということが前提条件として挙げられる。</p> <p>負担を抑制するために、複数法人が共同して、いかに効率的に運営するかが課題となる。今後成功事例が増え、運営手法が一般化されることが求められる。</p>
-------------------------------	--

保育所設置イメージ



事例

<p>題名</p>	<p>退職した職員の情報を共有</p>	
<p>目的</p>	<p>職員等の人材確保</p>	
<p>内容</p>	<p>職員に欠員が出た場合に備え、施設職員経験者の名簿を作成し、情報を共有し、職員の補充に備える。また、要員計画の変更に備え、一定の人材を確保しておくことが可能となる。</p> <p>各法人が職員 OB リストを作成し、情報の共有化を行うことで、職員募集の際に、的を絞った募集活動が可能となる。</p> <p>自前で新たな職員を探す手間を省き、また欠員状態の早期解消を図ることを目的とする。</p> <p>具体例としては以下のとおり。</p> <p>施設職員経験者で、再就業を希望する方に登録してもらう。また、各法人の施設職員 OB リストも作成する。</p> <p>急遽職員に欠員が出た場合に、登録リストから職員を探し、欠員を補充する。</p> <p>施設の通常の要員計画変更時に、新規採用の職員を登録リストから選定し、容易に採用を行う。</p>	
<p>想定される効果・課題</p>	<p><事業者への実施効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 職員の欠員の補充・新規採用の負担が軽減できる ➤ 安定したサービスの提供が可能 ➤ 採用職員の選択の幅が増加 	<p><事業者における課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 登録センター設置・運営コストの負担（要員・運営資金等）が発生 ➤ 個人情報の取扱いに万全の注意を払う必要がある
	<p><利用者への実施効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 安定したサービスの享受が可能 	<p><利用者における課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 特段なし
<p>実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 企業では、人材派遣会社からの派遣社員による人員補充は一般的 ➤ 社会福祉法人での取組実績は確認できず 	
<p>実施に向けての課題</p>	<p>欠員の補充など人材確保の視点から考えるとメリットは高いと言えるが、職員を採用する際の扱い（契約職員とするか、正職員とするか）が検討課題の一つである。</p> <p>職員 OB のリストを、代表法人に集約化し管理の上情報共有化する形が一般的かもしれないが、その際にも、個人情報を利用・管理することになるため、個人情報保護法に基づいた適切な管理・運営手法を確立することが必要となる。</p>	

事例

<p>題名</p>	<p>施設のマニュアル・ツール類の開発・研究</p>	
<p>目的</p>	<p>サービスの質の向上、(高レベル)職員の人材確保</p>	
<p>内容</p>	<p>同じ理念を持った複数法人の代表者によりマニュアル・ツール類の共同開発や研究を実施し、ツール類のブラッシュアップを行う。 各法人で作成・使用しているマニュアル・ツール類の内容を競うコンテストの開催という形での法人間連携も可能である。 複数法人が共同して外部のコンサルティング会社に開発を依頼し、1法人あたりのコスト削減を図るといった事も考えられる。 高品質なマニュアル類の開発により、各法人のサービスの質の維持を図ると同時に、高レベルな職員の養成・人材確保も同時に図る。 具体例としては以下のとおり。 各法人の代表者による定期的な会合を行い、その場でマニュアル・ツール類の新規開発・既存ツール類の見直しを行う。 定期的なコンテストを開催し、マニュアル・ツール類の内容評価を行うとともに、情報の共有化・人材交流の活性化も図る。 外部のコンサルティング会社に、サービスマニュアルの開発を共同で依頼する。マニュアル徹底に向けた職員教育も共同でコンサルティング会社に依頼する。</p>	
<p>想定される効果・課題</p>	<p><事業者への実施効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 職員のサービスレベルの維持・向上 ➤ 高レベルな人材の確保が可能 ➤ 他の法人職員との人材交流 ➤ マニュアル類作成における負担の軽減 	<p><事業者における課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 結果として、自施設の実状に完全に即したマニュアル類とならない可能性あり
	<p><利用者への実施効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 高品質なサービスの享受 ➤ 事故の減少 	<p><利用者における課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 特段なし
<p>実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 社会福祉法人での取組実績は確認できず 	
<p>実施に向けての課題</p>	<p>実状では、高レベルの法人が作成・使用しているマニュアル・ツール類を参照しつつ、自らの施設にあわせて改善していくという手法が一般的であり、コンサルティング活用による開発は難しいかもしれない。 一方で、既存のマニュアル・ツール類による共同研究・コンテスト等の取組みは、比較的現実味を帯びているが、取組みを行うには、各法人が高い意識を持った上で、議論・コンテストの場を設定する必要がある。</p>	

事例

<p>題名</p>	<p>共同採用説明会の開催</p>	
<p>目的</p>	<p>職員等の人材確保、規模の拡大によるコストの削減</p>	
<p>内容</p>	<p>職員採用の説明会を開催するにあたり、複数の社会福祉法人が「共同説明会」を開催し、職員の確保を図る。 説明会会場の手配等を共同で行うことで、1 法人あたりの開催に関する各種のコスト（広告費・会場代等）の削減も同時に図ることが可能となる。 具体例としては以下のとおり。 説明会のアナウンスを共同で行い、多くの参加者を集める。 各法人の説明を一度に聞くことができ、採用される側としての選択肢の幅を広げることができる。 説明会場に法人毎に個別相談所を設け、個人の各種質問等に答える。</p>	
<p>想定される効果・課題</p>	<p><事業者への実施効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 多くの参加者を募集する事が可能となり、選択の幅が広がる ➢ 説明会実施に関するコストの削減が可能 	<p><事業者における課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 連携した法人に雇用機会を奪われる可能性あり（雇用条件が悪い事業者の場合）
	<p><利用者への実施効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 職員数確保による安定したサービスの享受 	<p><利用者における課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 特段なし
<p>実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 社会福祉法人でも、学校での共同説明会等実績あり ➢ 企業では、取組実績多数 	
<p>実施に向けての課題</p>	<p>採用機会・選択の幅の増大という観点からみると、共同での採用説明会の開催は法人にとって効果は高いと思われる。 しかしながら、特に零細法人においては、要員計画そのものを立てないことが多く、職員に欠員が出た時点で採用活動を開始するというのが実態であろう。その為、実際に採用説明会による職員の募集は、一定の規模をもった一部の法人に限られることになる。 しかしながら、専門学校等向けの説明会では、既に複数法人が共同で実施している事例は多数存在する。現在は、学校からの要望によりそのような形で開催する傾向にあると推測されるが、今後は法人間で連携して、自主的に学校等に説明会の開催を要請する方法も一案であると思われる。</p>	

事例

<p>題名</p>	<p>職員宿舎（職員住宅）の共同賃借及び相互利用</p>	
<p>目的</p>	<p>規模の拡大によるコストの削減</p>	
<p>内容</p>	<p>職員が利用する宿舎、あるいは職員向けの社宅を、複数の社会福祉法人が共同で、不動産業者と賃貸契約を結び、1法人あたりの負担を軽減する。その他、自前で職員宿舎・職員向け住宅を有している法人が、部屋の空きがある場合に、他法人の職員向けに安く貸し出す事により、相互の効果享受をはかる（前者は賃貸収入の享受、後者は宿舎確保におけるコストの低減）</p> <p>具体例としては以下のとおり。</p> <p>複数の社会法人が共同して不動産業者とアパート1棟全体の賃貸契約を締結することで、宿舎の確保・1法人あたりの賃貸コストの低減を図る。</p> <p>ある法人が保有している職員向け宿舎の空部屋を、別の法人の職員向けに貸し出す。</p>	
<p>想定される効果・課題</p>	<p><事業者への実施効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 職員宿舎確保におけるコストの低減 ➤ 低減したコストを他のサービスに援用可能 ➤ 賃貸料収入の享受 	<p><事業者における課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 特段なし
	<p><利用者への実施効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 高品質なサービスの享受 ➤ 緊急時等の利用者支援の確保 	<p><利用者における課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 特段なし
<p>実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 企業では取組実績あり ➤ 社会福祉法人での取組実績については確認できず 	
<p>実施に向けての課題</p>	<p>コスト削減策の一つとして、本取組が実現できれば、事業者にとってのメリットは高く、課題は特に見当たらない。しかしながら、共同で宿舎を利用するには、各法人施設が地理的に隣接していることが大前提となる。連携する法人の職員全ての利便性が確保された宿舎を確保することは現実的には難しい点が課題となる。</p> <p>また、宿舎の相互利用に関しては、前述の地理的要件を満たすと同時に、空き部屋情報についての相互間ネットワークの構築が必要である。これらの課題がクリアされ、取組成功事例が増加していく事が期待される。</p>	

事例

<p>題名</p>	<p>共同のセントラルキッチン設置による給食</p>	
<p>目的</p>	<p>規模の拡大によるコスト削減、サービスの質向上</p>	
<p>内容</p>	<p>複数の社会福祉法人が共同の給食センター（セントラルキッチン）を設置することで、施設利用者の給食の調理業務を集約することで、コストの削減を図る。 各施設にある厨房施設を、別の用途に転用する事が可能となり、サービスの質向上にも繋がる。 事例導入手法としては、ある施設のキッチンを他法人が共同して使用し、応分費用を負担するということが一般的と思われる。 給食の受注を外部にも広げることで、新たな収入源にもなり得る。 具体例としては、以下のとおり。 複数の社会福祉法人が出資し、セントラルキッチンを立ち上げる。 給食の材料も大量購入・仕入れが可能となり、原価の低減によるコストの削減も実現が可能となる。 近隣の病院や学校給食等を引き受けることで、新たな収入も期待できる。</p>	
<p>想定される効果・課題</p>	<p><事業者への実施効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 調理業務・材料仕入等の集約によるコストの削減 ➤ 厨房スペース・削減したコストを他のサービスへの援用 ➤ 新たな収入源の可能性 	<p><事業者における課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 設備投資・運営コスト、運搬コストの負担（建物、設備、要員など） ➤ 給食の質の低下の可能性（コスト追求による食材・料理の質の低下） ➤ 給食による食中毒等の事故発生時の責任関係で紛争になる可能性が高い
	<p><利用者への実施効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 安全な料理の享受 ➤ コスト削減による利用料の低減・サービスの質の向上 	<p><利用者における課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 料理の質の低下の可能性
<p>実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 社会福祉法人での取組実績は確認できず。 ➤ 企業や学校・病院等では取組実績多数 	
<p>実施に向けての課題</p>	<p>本取組では、複数の社会福祉法人が施設利用者に供給する給食を共同で調理する建物・設備を必要とするため、大きな初期投資が必要となる。また、セントラルキッチンから各施設への運送コストも新たに発生するため、実施に際し十分な費用対効果を検証し、いかに運営すれば共同設置のメリットが生じるかを明確にする事が課題である。代表法人のキッチンを他法人が共同して利用するというやり方が現実的かもしれない。 ただ、セントラルキッチンへ給食を注文している社会福祉法人は数多くあるため、セントラルキッチンそのものへのニーズは高いと考える。 また、当該取組は、実態として一般の給食業者に委託する場合と同様の実施形態となることも想定されるため、「保護施設等における調理業務の委託について」(昭和62年3月9日社施第38号)に留意した上で実施することが望ましいものと思われる。</p>	

事例

<p>題名</p>	<p>IT システム（HP 作成等）の共同開発</p>	
<p>目的</p>	<p>システム共有化による円滑な情報交換・地域とのコミュニケーション促進</p>	
<p>内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設で使用する IT 関連のシステムの開発に際し、複数事業者共同で行うことで、システム開発費等コストの削減を図る。 ■ 共通システムを使用することにより、法人間での円滑な情報共有・情報交換が可能となる。 ■ 地域貢献の観点から、複数の社会福祉法人が共通のホームページを立ち上げ、地域とのコミュニケーションの場として活用する事も可能である。 ■ 具体例としては、以下のとおり。 各種コンピュータのシステム開発に際し、システム開発への委託を共同で行うことで、1 法人あたりのコストを削減する。 HP 作成に際し、共同ポータルサイト等の作成により、1 法人あたりの負担感を軽減するとともに、情報共有・情報交換を円滑に行う。 	
<p>想定される効果・課題</p>	<p><事業者への実施効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 共同開発によるコスト削減 ➢ 法人間での円滑な情報共有・情報交換が可能 	<p><事業者における課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 自らの施設のニーズを満たすシステムができない可能性あり ➢ 他事業者への個人情報漏洩可能性あり
	<p><利用者への実施効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ コスト削減による利用料の低減 ➢ 法人間の円滑な情報共有によるサービスの質の向上 	<p><利用者における課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 他事業者への個人情報漏洩可能性あり
<p>実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 企業では実績あり ➢ 社会福祉法人での取り組み実績は、確認できず 	
<p>実施に向けての課題</p>	<p>一般の企業では、コスト削減・情報共有化・業務連携等を目的とした IT 関連システムの共同開発は、数多く行われているのが現状である。その為、社会福祉法人で IT システムを導入・開発をする際にも、一般企業と同様にコストの低減等を図ることができるが、そもそも現時点で社会福祉法人における IT システム導入・開発のニーズは少ないと思われる。</p> <p>まずは、IT システムを積極的・効率的に活用している法人の事例を検証し、IT システム導入の効果を検証することが先決である。</p> <p>ただし、地域社会とのコミュニケーションツールとしての共同ホームページの開設・活用という視点は、IT 関連に関する法人間連携事例として、比較的取り組みやすい内容である。</p>	

事例

<p>題名</p>	<p>内部通報窓口の共同設置</p>	
<p>目的</p>	<p>法令等遵守、コストの削減</p>	
<p>内容</p>	<p>平成 18 年 4 月より「公益通報者保護法」が施行された。この法律は、職員等が事業者の法令違反行為等について通報した場合、その職員が事業所内で不利益な取扱いを受けないよう通報者を保護し、事業者の法令遵守を強化することが主な狙いとなっている。</p> <p>同法のガイドラインでは、事業者が内部通報に関する仕組みの整備を義務付けており、その一つとして内部通報窓口の設置を求めている。</p> <p>通常は、法人内部で責任者・窓口を設置し制度を運用していることが多いが、法人内部窓口では職員が通報するのに躊躇する可能性が高い。外部の窓口も同時に設置することで、内部通報制度の実効性を高めることが可能となる。</p> <p>一方で、法令違反行為等の通報窓口を、外部の弁護士事務所や相談窓口業務専門会社などに委託する場合、一定のコストが発生することになる。そこで、複数の法人が共同で依頼し、共同窓口とすることで、一法人あたりのコストの削減を図る。</p> <p>具体例としては、以下のとおり。</p> <p>顧問弁護士等に内部通報制度窓口の委託をする際に、近隣の社会福祉法人と共同で依頼する。</p> <p>セクハラやパワハラ相談窓口を、外部の相談窓口業務専門会社に委託する際に、複数の法人が共同で委託する。</p>	
<p>想定される効果・課題</p>	<p>< 事業者への実施効果 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 外部委託コストの削減 ➤ 削減したコスト他のサービスへの援用 ➤ 職員の法令等遵守意識の高揚 	<p>< 事業者における課題 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 特段なし（但し、法人によっては新規のコスト負担となる場合がある）
	<p>< 利用者への実施効果 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 高品質なサービスの享受 ➤ 施設利用における安全性の向上 	<p>< 利用者における課題 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 特段なし
<p>実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 社会福祉法人における取組実績は確認できず ➤ 企業では、取組実績多数 	
<p>実施に向けての課題</p>	<p>事業者・利用者双方において大きな課題は無く、内部通報制度の実効性担保および職員のコンプライアンス意識向上等の大きな効果が期待できる取組みである。しかしながら、本事例取組みの実現に向けての課題としては、内部通報制度の構築、ひいては外部窓口設置の必要性について認識している社会福祉法人は、それほど多くないであろう。</p> <p>まずは、社会福祉法人におけるコンプライアンスや内部通報制度構築の必要性等の啓発活動による意識の醸成を行うことが先決である。</p>	

(4) 今後に向けて

企業・団体との連携

今回の法人間連携の事例検証では、社会福祉法人間での連携を中心に考察を行いました。その他にも、社会福祉法人以外の企業や団体との連携も可能性として考えられます。以下に具体例を示します。

- 航空会社や旅行会社との連携による、旅行企画の実施
(例) 温泉めぐりの旅行を企画、施設の温泉施設も開放して利用してもらう
旅行コースの一環として、施設見学を入れ、施設を身近に感じてもらう
- 食品メーカー等との連携による、地域ブランド製品の販売
(例) 社会福祉法人名での、ご当地食品を販売する
社会福祉法人の利用者が作成した工芸品を、企業と連携して全国販売する

このような、企業や団体との連携による社会福祉法人マーケットの拡大や付加価値の創出等を志向する法人間連携による取組みも検討するに値するものと思われます。

まとめ

今回の手引書では、社会福祉法人の展開における可能性の一つとして法人間連携事例を取り上げ、その効果および実現に向けた課題などを取りまとめました。

事例の中には、現時点で実現が困難と感ずるものも含まれているかもしれませんが、しながら、法人間連携により期待できる効果も非常に大きく、関係各位におかれては、法人間連携の推進に向け、前向きに捉えていただきたいと思います。

また、法人間連携の実現に向けて、関係各位におかれては手引書を参考に、創意工夫ある積極的な取組みに期待したいと思います。

6 . 実例による様式集

今回調査した事例で実際に使用した主な書式を参考に掲載する

資料 合吸 a - 1) 委員会規約

A 法人・B 法人合併検討委員会規約

(委員会の設置)

第 1 条 A 法人、B 法人(以下「関係法人」という。)は両法人の合併を進めるため、検討委員会を設置する。

(委員会の名称)

第 2 条 この検討委員会は、A 法人・B 法人合併検討委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(委員会の任務)

第 3 条 委員会は、関係法人の合併に関し必要な事項を協議する。

2 委員会で協議した事項については、それぞれ関係法人の理事会等に諮るものとする。

(委員会の事務所)

第 4 条 委員会の事務所は、会長の属する社会福祉法人に置く。

(委員会の組織及び委員)

第 5 条 委員会は会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 委員は次の者をもって充てる。

- (1) 関係法人の理事長各 名
- (2) 関係法人が経営する施設の施設長各 名
- (3) 関係法人が経営する施設の副施設長各 名
- (4) 関係法人が経営する施設の財務担当者各 名

3 委員会は必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

(会長及び副会長)

第 6 条 この委員会に会長 名、副会長 名を置く。

2 会長及び副会長は関係法人の理事長が協議して、定めた者をもって充てる。

3 会長は委員会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長がこれを召集する。

2 会議の開催場所、日時及び会議に付議すべき事項は会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第 8 条 会議の開催は委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

2 会長は会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(事務局)

第9条 委員会の事務を処理するため、委員会に事務局を置く。

2 事務処理の円滑な効率化を図るため、事務局に事務局長、事務局次長及び職員を置く。

3 事務局長は、協議して、定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が定める。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この規約は、平成 年 月 日から施行する。

資料 合新 a - 1) 委員会規約

市法人保育会組織一本化検討委員会会則

(名称)

第 1 条 この会は、市法人保育会組織一本化検討委員会(以下「委員会」という)と称する。

(目的)

第 2 条 委員会は、社会福祉法人、社会福祉法人、社会福祉法人、社会福祉法人、社会福祉法人の合併について検討し、その結果を各社会福祉法人に提言するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、各社会福祉法人の理事長、役員及び園長で構成する。

(役員)

第 4 条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 名

(2) 副委員長 名

2 委員長、副委員長は委員会の会議で選出する。

3 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は委員長が召集し議長となる。

(事務所)

第 6 条 委員会の事務所は、委員長の所属する社会福祉法人の施設内に置く。

(雑則)

第 7 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項はその都度会議で定める。

附則

この会則は、平成 年 月 日から適用する。

資料 合新 a - 1) 委員会規約

市社会福祉法人保育会合併協議会規約

(協議会の設置)

第 1 条 社会福祉法人 、 社会福祉法人 、 社会福祉法人 、 社会福祉法人
及び社会福祉法人 (以下「関係法人」という。)は、関係法人の合併を進めるため、合併協議会を設置する。

(協議会の名称)

第 2 条 この合併協議会は、 市社会福祉法人保育会合併協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(協議会の任務)

第 3 条 協議会は関係法人の合併に関し必要な事項を協議する。

(協議会の事務所)

第 4 条 協議会の事務所は、協議会会長の属する社会福祉法人に置く。

(協議会の委員及び組織)

第 5 条 協議会は会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 委員は次の者をもって充てる。

- (1) 関係法人の理事長各 名
- (2) 関係法人において選任した者各 名

(会長及び副会長)

第 6 条 この協議会に会長 名、副会長 名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって選任する。
- 3 会長は会務を掌理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、第 1 条に定める関係法人の記載順序に従い、当該社会福祉法人に所属する副会長がその職務を代理する。

(会議)

第 7 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議の開催場所、日時及び会議に付議すべき事項は、会長があらかじめ委員に通知するものとする。
- 3 会議には必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

(会議の運営)

第 8 条 会議の開催は委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議案その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(補則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

資料 合吸 b - 1) 合併契約書

合 併 契 約 書

A 法人（以下「甲」という。）と B 法人（以下「乙」という。）は合併に関して次のとおり契約を締結する。

（合併の方式）

第 1 条 甲は、乙を合併して存続し、乙は解散する。

（合併の期日）

第 2 条 合併の期日は平成 年 月 日とする。ただし、期日において合併に必要な手続を行うことが困難な場合においては、甲乙の協定によってこれを延長することができる。

（定款変更）

第 3 条 合併後存続する社会福祉法人（以下「存続法人」という。）の定款の基本事項は、次のとおりとする。

- 1 名称は、A 法人とする。
- 2 事業は存続法人の定款で定めるすべての事業とする。
- 3 事務所の所在地は、 とする。
- 4 役員及び評議員の定数は、次のとおりとする。

ア 理事	名
イ 監事	名
ウ 評議員	名

（財産の取扱い）

第 4 条 甲及び乙は、平成 年 月 日現在の次に掲げる書類を交換し、相互に確認する。

- 1 事業報告書
- 2 決算書
- 3 財産目録

2 甲及び乙は、合併期日の前日現在の事業報告書、決算書及び財産目録を作成する。

（財産の管理）

第 5 条 甲及び乙は、本契約締結後その所有に係る一切の財産を善良なる管理者の注意をもって管理し、新たな義務等の負担その他重要な取引については、あらかじめ、相手方の承認を受けるものとする。

（財産等の引継ぎ）

第 6 条 乙の所有する財産その他一切の権利義務は、存続法人に引き継ぐものとする。

(職員の身分)

第7条 合併の際における乙の職員は、すべての甲の職員として引き継ぐものとする。乙の職員の給与、任免、配置その他の身分の取扱については、甲の職員との均衡を考慮して公正に取扱うものとする。

(契約の解除等)

第8条 本契約締結の日から合併成立までの間に、天災その他不測の事由により、甲又は乙の財産に重大なる変化が生じた場合は、甲乙協議のうえ本契約を変更し、又は解除することができる。

(雑則)

第9条 合併に新たな取り決めを必要とするとき、又はこの契約に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

附 則

本契約は、 県知事の合併認可の日から効力を生ずるものとする。

この契約の締結を証するため本書を2通作成し、両社会福祉法人理事長において署名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

(甲)

A法人

理事長 _____

(乙)

理事長 _____

資料 合新b - 1) 合併契約書

合 併 契 約 書

社会福祉法人　　、社会福祉法人　　、社会福祉法人　　、社会福祉法人　　及び社会福祉法人　　(以下「関係法人」という)は合併し、社会福祉法人　　市保育協会(以下「新法人」という。)を設立するにあたり、関係法人間で下記のとおり合併契約を締結する。

第1条 関係法人は、合併して新法人を設立し、関係法人は解散するものとする。

第2条 合併により設立すべき新法人の名称、事務所の所在地、目的、社会福祉事業の種類等は次のとおりとする。

1 名称

社会福祉法人　　市保育協会

2 事務所の所在地.

(住所)

3 目的

新法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的とする。

4 社会福祉事業の種類

- (1) 保育所　　の設置経営
- (2) 保育所　　の設置経営.
- (3) 保育所　　の設置経営
- (4) 保育所　　の設置経営
- (5) 保育所　　の設置経営

5 役員に関する事項

- (1) 理事 名
- (2) 監事 名

6 定款の変更に関する事項

- (1) 定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、(所轄庁)の認可(社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項にかかるものを除く。)を受けなければならない。
- (2) 前項の厚生労働省令で定める事項にかかる定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を(所轄庁)に届け出なければならない。

7 公示の方法

新法人の掲示場に掲示するとともに、新聞に掲載して行う。

第3条 新法人の基本財産は、次のとおりとする。

(1) 土地

(住所)所在の の敷地 1筆(. 平方メートル)

(住所)所在の の敷地 1筆(. 平方メートル)

(住所)所在の の敷地 1筆(. 平方メートル)

(住所)所在の の敷地 1筆(. 平方メートル)

(住所)所在の の敷地 1筆(. 平方メートル)

(住所)所在の の敷地 1筆(. 平方メートル)

(住所)所在の の敷地 1筆(. 平方メートル)

(2) 建物

(住所)所在の の 造 建 保育所 園舎 1棟(. 平方メートル)

(住所)所在の の 造 建 保育所 園舎 1棟(. 平方メートル)

(住所)所在の の 造 建 保育所 園舎 1棟(. 平方メートル)

(住所)所在の の 造 建 保育所 園舎 1棟(. 平方メートル)

(住所)所在の の 造 建 保育所 園舎 1棟(. 平方メートル)

(3) 現金 万円

第4条 新法人は、関係法人の平成 年 月 日現在の貸借対照表及び財産目録を基礎とし、以後合併期日までにおける収入支出を加除し、合併期日における関係法人の権利義務一切を承継するものとする。

第5条 合併期日を平成 年 月 日とする。ただし、同日までに合併に必要な手続きができないときは、関係法人の代表者において更に協定するものとする。

第6条 関係法人は、本契約締結後その所有に係る一切の財産の管理に関し最善の注意を払い、新たな義務等の負担その他重要な取引については、予め関係法人の承認を受けるものとする。

第7条 本契約に規定する事項以外の事項といえども必要が生じたときは、合併条件に影響のない限り関係法人の代表者において協定し、執行するものとする。

第8条 新定款の作成とその他新法人設立のための事務については、関係法人より選任された設立事務共同執行者が行うものとする。

第9条 関係法人は、本契約の承認の他合併に必要な議決を経るため、合併契約書に調印後

速やかに関係法人の理事会を招集するものとする。

第10条 本契約締結の日から合併設立に至るまでに天災地変その他の事由により関係法人の財産に重大な変化を来したときは、関係法人は、本契約を解除することができる。

第11条 本契約は第9条の合併承認の議決を経た後、 県知事の合併認可の日から効力を生ずるものとする。

上記契約の成立を証とするため本書を5通作成し、関係法人の代表者において署名捺印の上、各自その1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

(住 所)

社会福祉法人

理事長 _____

(住 所)

社会福祉法人

理事長 _____

(住 所)

社会福祉法人

理事長 _____

(住 所)

社会福祉法人

理事長 _____

(住 所)

社会福祉法人

理事長 _____

資料 合新b - 1) 合併協定書

合 併 協 定 書

- 1 合併の方式に関する事 (協定項目第1号)
社会福祉法人、社会福祉法人、社会福祉法人、社会福祉法人
及び社会福祉法人 を廃し、新社会福祉法人を設立する新設合併(対等合併)とする。
- 2 合併の期日に関する事 (協定項目第2号)
合併の期日は、平成 年 月 日とする。ただし、合併の期日までに必要な手続きが
できないときは社会福祉法人、社会福祉法人、社会福祉法人、社会福
祉法人 及び社会福祉 の代表者において更に協定するものとする。
- 3 新社会福祉法人の名称に関する事 (協定項目第3号)
新社会福祉法人の名称は、社会福祉法人 とする。
- 4 新社会福祉法人の事務所の位置に関する事 (協定項目第4号)
主たる事務所の位置は、(住所)とする。
- 5 財産及び債務の取り扱いに関する事 (協定項目第5号)
社会福祉法人、社会福祉法人、社会福祉法人、社会福祉法人
及び社会福祉法人 の所有する財産及び債務は、原則として全て新社会福祉法人に引
き継ぐものとする。
- 6 定款に関する事 (協定項目第6号)
新社会福祉法人の定款に関しては、国の「社会福祉法人定款準則」を基本として定める
ものとする。
- 7 組織体制・事務局に関する事 (協定項目第7号)
別紙の組織・機構図のとおりとする。
- 8 役員選出に関する事 (協定項目第8号)
新社会福祉法人の役員の定数は、理事 名、監事 名とし、理事の選出区分は、地
区 名、 地区 名、 地区 名、 地区 名、 地区 名、施設長 名とする。
- 9 職員の身分に関する事 (協定項目第9号)

社会福祉法人　　、社会福祉法人　　、社会福祉法人　　、社会福祉法人
及び社会福祉法人　　の職員は、全て設立する新社会福祉法人の職員として引き継ぐものとする。

- (1) 職員の配置に関しては、各施設における児童数等を勘案して適正に配置するものとする。
- (2) 職員の職名に関しては、人事管理及び職員処遇適正化の観点から合併時に調整し、統一を図るものとする。
- (3) 職員の職階に関しては、合併時に職名とともに級分類を調整し、統一を図るものとする。
- (4) 職員の給与に関しては、新社会福祉法人の給与規程を策定し、一元化するものとする。

10 事業に関すること (協定項目第10号)

設立する新社会福祉法人の事業は、次のとおりとする。

第二種社会福祉事業

- (1) 保育所　　の設置経営
- (2) 保育所　　の設置経営
- (3) 保育所　　の設置経営
- (4) 保育所　　の設置経営
- (5) 保育所　　の設置経営

調 印 書

社会福祉法人　　、社会福祉法人　　、社会福祉法人　　、社会福祉法人　　及
び社会福祉法人　　について、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、協定の証と
するため本書を 5 通作成し、各社会福祉法人の代表者において署名捺印の上、各自その 1
通を保管するものとする。

平成　年　月　日

(住 所)

社会福祉法人

理事長 _____

(住 所)

社会福祉法人

理事長 _____

(住 所)

社会福祉法人

理事長 _____

(住 所)

社会福祉法人

理事長 _____

(住 所)

社会福祉法人

理事長 _____

資料 合吸 e - 1) 合併認可申請書

平成 年 月 日

保健福祉事務所
保健福祉部社会福祉課 様

A 法人
理事長

B 法人
理事長

社会福祉法人合併認可申請書の提出について

標記について、既に御承知の通り A 法人と B 法人は、平成 年 月 日の合併に向けその準備を進めてまいりましたが、このたび両法人理事会において基本合意に達しました。

つきましては、合併認可申請書を提出いたしますので、御査収のうえ宜しくお取り計い下さるようお願い申し上げます。

記

合併認可申請書類 ~ 各 2 部

合併認可申請書

理由書

理事会議事録及び評議員会議事録

A 法人定款

財産目録・貸借対照表 (A 法人・ B 法人)

負債証明書 (A 法人・ (独) 福祉医療機構、 銀行)

財産目録 (月 末 両 法 人 合 算)

平成 年度事業計画書・収支予算書

平成 年度事業計画書・収支予算書

新役員履歴書・就任承諾書

社会福祉法人合併認可申請書(吸収合併用)				
申請者	主たる事務所の所在地			
	ふりがな 名 称			
	代表者の氏名			
	主たる事務所の所在地			
	ふりがな 名 称			
	代表者の氏名			
申請年月日				
合併する理由				
ふりがな 合併により消滅する法人の名称				
合併後存続する法人	主たる事務所の所在地			
	ふりがな 名 称			
	事業の種類	社会福祉事業	第1種	
			第2種	
		公益事業		
	収益事業			

資 産	純額 -	内 訳								
		社会福祉事業用財産		公益事業用財産	収益事業用財産	積極財産 + + +	負債			
		基本財産	運用財産							
		円	円	円	円	円	円			
引 き 続 き 役 員 と な る 者	理事 監事 の 別	氏名	代表権 の 有無	親族等 の 特 殊 関 係 人 の 有無	役員 の 資 格 等 (該 当 に)				他 の 社 会 福 祉 法 人 の 代 表 者 へ の 就 任 状 況	
					知識 経 験	地 域 福 祉 関 係	施 設 長	そ の 他	有無	法人名
引 き 続 き 役 員 と な る 者	理事		有	無					無	
	理事		無	無					無	
	理事		無	無					無	
	理事		無	無					無	
	理事		無	無					無	
	理事		無	無					無	
	監事		無	無					無	
	監事		無	無					無	
新 た に 役 員 と な る 者	理事		無	無					無	
	監事		無	無					無	
評議員会の有無		有		評議員の定数				名		

合併後存続する法人

役員

資料 合新e - 1) 合併認可申請書

社会福祉法人合併認可申請書(新設合併用)			
申 請 者	主たる事務所の所在地		
	ふ り が な		
	名 称		
	代 表 者 の 氏 名		
	設立事務共同執行者	住所	
		氏名	
	主たる事務所の所在地		
	ふ り が な		
	名 称		
	代 表 者 の 氏 名		
	設立事務共同執行者	住所	
		氏名	
	主たる事務所の所在地		
	ふ り が な		
	名 称		
	代 表 者 の 氏 名		
	設立事務共同執行者	住所	
		氏名	
	主たる事務所の所在地		
	ふ り が な		
名 称			
代 表 者 の 氏 名			
設立事務共同執行者	住所		
	氏名		
主たる事務所の所在地			
ふ り が な			
名 称			
代 表 者 の 氏 名			
設立事務共同執行者	住所		
	氏名		
申請年月日			
合併する理由			
合 併 に よ り 設 立 す る 法 人	主たる事務所の所在地		
	ふ り が な		
	名 称		
	事業の種類	社会福祉事業	第 1 種
			第 2 種
	公益事業		
	収益事業		

合併する理由書

市における保育園・保育所の現状は、公立保育所 施設、社会福祉法人立保育園施設(保育園、 保育園、 保育園、 保育園、 保育園)となっております。

社会福祉法人立保育園 施設については、それぞれの地区において社会福祉法人が保育園を運営しておりますが、近年の少子化の進行による児童の減少が続く中、その運営は今後ますます厳しくなることが予想されます。

このような状況の中、平成16年度から 市法人保育会連絡協議会、 市法人保育会組織一本化検討委員会及び各社会福祉法人理事会において、保育園経営についての方策を種々協議してまいりました結果、将来的な経営基盤を強化し、職員の資質の向上と保育内容の充実を図ることにより、地域の児童福祉の増進に寄与することを目的に市内 つの社会福祉法人が合併して新社会福祉法人を設立することといたしました。

資料 合新 e - 2) 児童福祉施設設置認可申請書

平成 年 月 日

県知事

様

設置者 職名 社会福祉法人

市保育協会理事長

氏名

印

児童福祉施設（保育所）設置認可申請書

児童福祉法（昭和 22 年法律 164 号）第 35 条第 4 項の規定に基づき、保育所の設置について、次のとおり関係書類を添えて認可申請します。

1 保育所名

保育園

2 所在地

（住 所）

3 定 員

区 分	定員数	左 の 年 齢 別 内 訳				
		乳 児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳以上児
認可希望定員	人	人	人	人	人	人

4 建物の構造及び規模

(1) 構 造 造 建 1 棟 . .m²

(2) 所有形態 （ 自己所有 ・ 使用許可 ・ 賃貸借 ）

内容を確認できる書類（登記簿、契約書等）を添付

(3) 規模（図面別添のとおり）

室名	室数	面積	備考	室名	室数	面積	備考
保育室	5室	. m ²		便所	3室	. m ²	
遊戯室	1	. m ²		職員便所	1	. m ²	
乳児室	1	. m ²		調乳室	1	. m ²	
ほふく室	1	. m ²		沐浴室	1	. m ²	
調理室	1	. m ²		倉庫	1	. m ²	
多目的ホール	1	. m ²		食品庫	1	. m ²	
事務室	1	. m ²		廊下	1	. m ²	
医務室	1	. m ²	医薬品有	その他		. m ²	
保育士室		. m ²		玄関ホール	1	. m ²	
休養室	1	. m ²		計		. m ²	
摘要							

5 土地敷地面積 . m²

ア	自己所有	イ	賃貸借 (年 円) (期間 年間)	ウ	地上権 設定 (期間 年間)	エ	その他 (無償貸付) (期間 20年間)

内容を確認できる書類（登記簿、契約書等）を添付

屋外遊戯場

m²

屋外（大型）遊具

すべり台台	たいこばし台
ぶらんこ台
ジャングルジム台

6 経営の責任者及び従事職員（施設長及び主任保育士の履歴書別添のとおり（略））

職名	職種	氏名	年齢	資格証書記号番号	雇用形態	専兼の別
施設長	所(園)長				正職員	専
直接 処遇 職員	主任保育士				〃	〃
	主任保育士				〃	〃
	保育士				〃	〃
	〃				〃	〃
	〃				臨時職員	〃
	〃				〃	〃
	〃				〃	〃
	〃				〃	〃
	〃				〃	〃
	〃				〃	〃
調理員 等	調理員				正職員	〃
	栄養士等				〃	〃
計		人				
嘱託医・嘱託歯科医		嘱託医		嘱託歯科医		

7 事業開始予定年月日
平成 年 月 日

8 その他の特記事項
なし

（注）添付書類（略）

- 1 保育所図面（平面図、立面図、付近の見取り図）
- 2 備品一覧表

3 履歴書（所(園)長、主任保育士）

4 収支予算書

5 設置者に関する事項

(1) 公立の場合

当該施設に係る設置条例及び施行規則又は条例改正議決書抄本

(2) 民間の場合

- ・ 設置するものの履歴及び資産状況を明らかにする書類
- ・ 法人の場合は、法人格を有することを証する書類
（ 県知事が認可した社会福祉法人においては省略可）
- ・ 法人又は団体においては定款、寄附行為その他の規約
（管理運営規程、経理規程、給与規程、旅費規程及び就業規則等）
- ・ 設置者が社会福祉法人以外の場合においては、設置者調書（別紙）

資料 合新 e - 2) 児童福祉施設廃止承認申請書

平成 年 月 日

県知事 様

設置者 職名 社会福祉法人 理事長
氏名 印

児童福祉施設（保育所）廃止承認申請書

児童福祉法（昭和 22 年法律 164 号）第 35 条第 7 項の規定に基づき、保育所の廃止について、次のとおり関係書類を添えて認可申請します。

1 保育所名

保育園

2 所在地

（住 所）

3 休止・廃止の理由

社会福祉法人 、社会福祉法人 、社会福祉法人 、社会福祉法人
及び社会福祉法人 が合併することにより社会福祉法人 が解散するので、
を廃止する。

4 入所させている児童の処遇

新設される社会福祉法人 が引き続き を運営することにより、児童の保育
を実施する。

5 （廃止の場合）廃止の期日及び財産の処分

廃止の期日 平成 年 月 日

財産の処分 権利義務一切を社会福祉法人 に承継する。

添付書類 議事録（議決書）の写し（略）

資料 合 f - 1) 合併公告の案文

(合併後存続する法人の公告)

社会福祉法人合併公告

平成 年 月 日社会福祉法人 是、社会福祉法人 を合併して
存続し、社会福祉法人 は解散する旨を理事会及び評議員会において議決しま
したので、この合併に対し異議のある債権者は、本公告記載の翌日から 2 月以内にその旨
をお申し出ください。

平成 年 月 日

(郡市町村) 番地
社会福祉法人
理事長

(合併後消滅する法人の公告)

社会福祉法人合併公告

平成 年 月 日社会福祉法人 是、社会福祉法人 に合併して
解散する旨を理事会及び評議員会において議決しましたので、この合併に対し異議のある
債権者は、本公告記載の翌日から 2 月以内にその旨をお申し出ください。

平成 年 月 日

(郡市町村) 番地
社会福祉法人
理事長

資料 合 f - 2) 催告書および承諾書

催 告 書

拝啓 時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび社会福祉法人 (以下「本会」といいます。)は、平成 年 月 日理事会及び平成 年 月 日評議員会において、平成 年 月 日 (郡市町村) 町 番地 社会福祉法人 を合併し、本会は存続し、社会福祉法人 は解散することを議決いたしました。

つきましては、この合併にご異議がございましたら、平成 年 月 日までに、その旨を本会までお申し出ください。

なお、上記合併にご異議がないときは、誠に恐縮ですが、同封の承諾書に捺印の上、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

平成 年 月 日

(郡市町村) 町 番地
社会福祉法人
理事長 印

御中

承 諾 書

平成 年 月 日理事会及び平成 年 月 日評議員会において、社会福祉法人 を合併し、その権利義務を承継する議決について、当社としては異議がありません。
平成 年 月 日

(郡市町村) 町 番地
社
代表取締役 印

社会福祉法人

御中

資料 合吸 g - 1) 社会福祉法人合併による変更登記申請書

社会福祉法人合併による変更登記申請書

1. 名称 社会福祉法人

1. 主たる事務所 (郡市町村) 町 番地

1. 登記の事由 平成 年 月 日吸収合併の手續終了

(注) 合併手続き終了の日としては、合併に必要な行為が全て終了した日を記載する。(公告・催告の終了日)

1. 認可書到達の年月日 平成 年 月 日

1. 登記すべき事項 別紙のとおり

1. 添付書類

- ・ (郡町村) 町 番地 社会福祉法人 を合併した資産の総額 金 円
- ・ 定款 1 通
- ・ 合併契約書 1 通
- ・ 合併認可書 1 通
- ・ 理事会及び評議員会の議事録 通
- ・ 公告及び催告をしたことを証する書類 通
- ・ 異議を述べた債権者に対し、弁済若しくは担保を供し、又は信託をしたことを証する書面 通

(注) 異議を述べた債権者がいないときは、[異議を述べた債権者はいない] と記載する。

- ・ 理事の選任を証する書面 [定款を援用]
- ・ 理事の就任承諾書 1 通
- ・ 消滅する法人の登記簿謄本 通

(注) 合併後消滅する法人が存続する法人の登記所の管轄区域外にある場合のみ。

- ・ 財産目録 1 通
- ・ 委任状 通

(注) 代理人によって申請する場合のみ

上記のとおり登記の申請をする。

平成 年 月 日

(郡市町) 町 番地

申請人 社会福祉法人

(郡市町) 町 番地

理 事

(注) 代表権を有する理事 1 名の住所及び氏名を記載する。

(郡市町) 町 番地

申請代理人

印

地方法務局 支局 (出張所) 御中

資料 合吸 g - 2) 社会福祉法人合併による解散登記申請書

社会福祉法人合併による解散登記申請書

- 1 . 名 称 社会福祉法人
1 . 主たる事務所 (郡市町村) 町 番地
1 . 登記の事由 合併による解散
1 . 認可書到達の年月日 平成 年 月 日
1 . 登記すべき事項 (郡市町村) 町 番地 社会福祉法人 に合
併して平成 年 月 日解散

上記のとおり登記の申請をする。

平成 年 月 日

(郡市) 町 番地

申請人 社会福祉法人

(郡町) 町 番地

理 事

(注) 代表権を有する理事 1 名の住所及び氏名を記載する。

(郡市) 町 番地

申請代理人

印

地方法務局 支局(出張所)御中

資料 合新g - 3) 社会福祉法人合併による設立登記申請書

社会福祉法人合併による設立登記申請書

1. 名 称	社会福祉法人	
1. 主たる事務所	(郡市町村) 町 番地	
1. 登記の事由	平成 年 月 日新設合併の手続き終了	
1. 登記すべき事項	別紙のとおり	
1. 許可書到達の年月日	平成 年 月 日	
1. 添付書類	定款	1 通
	合併契約書(原本還付)	1 通
	合併許可書(原本還付・申請書)	1 通
	理事会の議事録(原本還付)	通
	広告及び催告をしたことを証する書面	
	掲示板広告	通
	催告書(控)	通
	承諾書	通
	異議を述べた債権者に対して、弁済し若しくは担保を供し、 又は信託したことを証する書面	
	「異議を述べた債権者はない」	
	消滅法人の登記事項証明書	「省略」
	理事の選任を証する書面	「定款を引用する」
	理事の就任承諾書(原本還付)	1 通
	財産目録	1 通
	委任状	通

上記のとおり登記の申請をする。

平成 年 月 日

(郡市) 町 番地

申請人 社会福祉法人

(郡町) 町 番地

理 事

(注) 代表権を有する理事 1 名の住所及び氏名を記載する。

(郡市) 町 番地

申請代理人

印

地方法務局 支局(出張所)御中

別紙

「名称」社会福祉法人
「主たる事務所」 (郡市) 町 番地
「目的等」
目的及び事業
この社会福祉法人は多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。
第 種社会福祉事業
の設置経営
の設置経営
の設置経営
の設置経営
の設置経営
「役員に関する事項」
「資格」理事
「住所」 (郡市) 町 番地
「資産の総額」金 億 万 円
「登記事項に関する事項」
、 、 、 、 の合併により設立

	訂正印	申請人印

資料 譲 c) 事業譲渡契約書

事業譲渡契約書

(譲渡法人)(以下「甲」という)と××××(譲受法人)は(以下「乙」という)とは、甲の事業の一部を乙に譲渡することに関し、次の通り契約を締結する。

第1条(目的)

本契約は、甲が所有する第2条の事業権を乙に譲り渡すことを目的とする契約である。

第2条(事業内容の特定)

甲は、自己の事業のうち次に示した業務を第4条所定の期日において、これを譲渡する。

事業内容 * * * *に関する事業

第3条(譲渡物件)

甲は、前条および第4条に基づき、約定の期日において、甲の* *部門に属する以下の物件(「譲渡物件」という)を乙に譲渡する。

[1] * * * * * *

[2] 前号にかかる事業上の権利義務の一切

第4条(譲渡期日)

譲渡物件の譲渡は、平成* *年*月*日を期日としてこれを行う。

2 前項の期日は甲乙双方の合意により、これを変更することができる。

第5条(引渡)

譲渡物件の引渡は第4条の譲渡期日に行う。

第6条(個別財産の移転)

譲渡物件のうち、譲渡の対抗要件ないし効力要件として通知・登記・登録等の手続を要するものについては、譲渡履行後遅滞なく甲乙協力して実行する。

2 前項の手続に要する費用は、全額乙の負担とする。

第7条(善管注意義務)

甲は、本契約締結後、譲渡物件の引渡しまでの間、善良なる管理者の注意を持って業務執行に当たる。

2 財産の管理・運営についても前項と同様とする。

3 前2項において、甲は乙の事前の承諾なく、譲渡財産に重大な変更を生じる行為を行うことはできない。

第8条(従業員の承継)

本件事業に従事している甲の従業員は、原則として乙に承継されるものとする。詳細は別途協議の上決定する。

第9条(事業譲渡承認理事会)

甲および乙は、それぞれ平成* *年*月*日までに理事会を開催し、本契約承認の決議を求

めることを要する。

2 前項の期間は、必要に応じ、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第10条（秘密保持）

当事者は、本契約の目的に使用する場合その他正当な事由ある場合を除き、本契約に基づき使用した他の当事者の秘密情報を、事前の承諾なく、当事者以外の第三者に漏洩してはならない。

第11条（契約解除・損害賠償）

本契約に規定する条項の一に違反したときは、相手方は違反者に対し、その行為の是正を書面にて勧告し、なお是正しない場合は、本契約を解除することができる。

2 前項の場合において、損害を被った相手方は、違反者に対し、相当額の賠償を請求することができる。

第12条（事情変更における解除）

本契約締結後、譲渡期日までの間に、譲渡財産に予測しがたい重大な変更が生じた場合には、甲乙は再交渉することを要し、本契約の改訂または本契約を解除することができる。

第13条（協議事項）

本契約に定めるものの他、事業譲渡に関し必要な事項は、本契約の趣旨にもとづき、甲乙誠意をもって協議の上これを決定する。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々一通ずつ保有する。

平成 年 月 日

（住所）

甲
理事長

（譲渡法人名）

（住所）

乙
理事長

（譲受法人名）

資料 議 e - 1) 社会福祉法人定款変更認可申請書

社会福祉法人定款変更認可申請書			
申請者	主たる事務所の所在地		
	ふりがな 名称		
	代表者の氏名		
申請年月日	平成 年 月 日		
定款変更の内容及び理由	内 容		理 由
	変更前の条文	変更後の条文	
	別 紙 参 照		

定款変更認可申請書類一覧

添付書類目録

- 1 (譲受法人)の設置経営に関する書類
 - 1-1 事業計画書
 - 1-2 H ・ 年度収支予算書
 - 1-3 不動産譲渡契約書
 - 1-4 施設長就任承諾書・経歴書
事業開始に関する評議員会・理事会議事録 共通書類A・B

資料 譲 e - 2) 施設廃止承認申請書及び 施設設置認可申請書

施設廃止承認申請書

平成 年 月 日

県知事 様

施設名

所在地

設置者

(譲受法人)

次のとおり当施設を廃止したいので、 法第 条第 項の規定により申請します。

1. 理由

平成 年 月に行われた診療報酬の改定により、療養病床の入院基本料に係る大幅な減収が発生し、単独施設としての運営を継続することが困難となったため、隣接する × × × × (譲受法人) が開設する の一病棟として従前どおりの重症心身障害児施設の運営を継続することを前提に無償譲渡する。

2. 入所している者の処置

設置、運営主体の移管のため利用者に関しては現状のままとする。

3. 廃止の予定年月日

平成 年 月 日

4. 財産の処分方法

移管先である × × × × (譲受法人) に無償譲渡する。

施設設置認可申請書

平成 第 年 - 月 日 号

県知事 様

住 所
氏 名 (譲受法人)
理事長

次のとおり 施設の設置の認可を受けたいので、法第 条第 項の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 施設の名称
- 2 施設の種類
- 3 施設の位置
- 4 建物その他 設備の規模及び構造

(1) 敷地面積 . m² 所有又は借用の別 (所有 . m²、借用 m²)

(2) 建物の構造

建物名称	構造

(3) 建物の規模 建築面積 . m² 延床面積 . m²

資料 譲 e - 3) 財産処分承認申請書

第 - 号
平成 年 月 日

県知事 様

申請者 所在地
名 称 (譲受法人)
代表者 理事長

財産処分承認申請について

標記のことについて、補助事業により取得した財産の処分をしたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 財産処分の概要別紙のとおり
- 2 添付書類
 - (1) 位置図
 - (2) 建物配置図
 - (3) 補助施設の図面
 - (4) 補助施設の現状写真
 - (5) 譲渡にかかる取り交わし契約書等 (案)
 - (6) 交付決定通知書 (写)
 - (7) 交付確定通知書 (写)

財産処分の概要

1 施設の概要

- (1) 施設種別
(2) 施設名
(3) 所在地
(4) 室数 室
(5) 開設者 (譲受法人)

2 補助事業の内容等

- (1) 補助年度 平成 年度
(2) 補助事業名 看護婦宿舎施設整備事業費補助金
(3) 総事業費 金 , , 円
(4) 補助額 金 , , 円
うち国庫補助額 金 , , 円
うち県費補助額 金 , , 円
(5) 構造面積等
ア 建物の構造
イ 建築面積 , m²
ウ 延べ面積 , m²
エ 補助対象面積 . m²
オ 建築年月日 平成 年 月 日

(6) 処分制限期間 年

(7) 経過年数 年 か月(平成 年 月 日時点)

3 財産処分の内容

譲渡(無償、同一事業・同一目的での使用)

4 処分予定年月日 平成 年 月 日

5 財産処分が必要な理由

(なぜ、処分制限期間満了前に処分を行う必要があるのかを記載する)

医師の退職により、病院機能としての医師体制整備ができなくなったこと、及び平成 年 月に行われた診療報酬改定により、療養病床の入院基本料に係る大幅な減収が発生し、施設運営を継続することが困難となった。そこで、事業存続のために (譲受法人) に施設を移管し、 病院との一体化を図ることとした。 病院は、 (譲受法人) と隣接しており、これまでも協力医療機関として医療面でのバックアップや理学療法士の派遣など協力関係を築いてきている。

病院との一体化運営により、 (譲渡施設) は重症心身障害児病棟となり、病院の一部門として位置付けられる。これにより医師体制が充実し、今まで以上に質の高い医療を提供することができる。また、重症心身障害児施設としても、これまでと変わらず入所者ひとりひとりが、充実した毎日を送ることができ、その人らしい暮らしを実現できるよう援助していく。

今回処分対象となる看護師宿舎については、 (譲渡施設) 看護職員の定着促進を目的として整備されたものであり、 (譲渡施設) の移管とともに看護師宿舎も移管する必要があると判断した。

6 譲渡の概要

(譲渡前後の運営状況の概要、譲渡に関する取り交わし文書等があれば添付)

これまでも、看護師用宿舎として看護師の定着に十分な役割を果たしてきたが、移管後においても一体化した病院の看護師用宿舎としてこれまで同様活用していく。

資料 譲 f - 1) 財産無償譲渡契約書

財産無償譲渡契約書

譲渡人 社会福祉法人 (以下「甲」という。)と、譲受人 ××××(以下「乙」という。)とは、次の条項により、財産の無償譲渡について契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第 1 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(譲渡物件)

第 2 条 甲は、その所有する別表に掲げた物件(建具造作物等本契約締結時において建物及び工作物に付属し、あるいは定着するもの一切を含む)(以下「当該物件」という。)を、乙に譲渡し、乙は、これを譲り受けるものとする。また、他の引き継ぐ資産・負債の詳細は別途に甲・乙にて協議するものとする。

(所有権の移転及び登記の嘱託)

第 3 条 当該物件の所有権は、平成 年 月 日に移転するものとする。

2 譲渡物件について、建物表示登記及び保存登記等の登記事務が必要な場合には、前項の規程による所有権移転日以降に、乙の責において所轄法務局に嘱託して行うものとし、これに要する登録免許税その他経費は、乙の負担とする。

(当該物件の引渡し)

第 4 条 甲は、当該物件の所有権が乙に移転した後、甲乙双方が定める日に、その所在する場所において乙に引き渡すものとする。

(用途指定)

第 5 条 乙は、当該物件を別表に掲げる用途(以下「指定用途」という。)に供しなければならない。

(指定用途に供すべき始期)

第 6 条 乙は、当該物件を、契約締結後直ちに指定用途に供しなければならない。

(指定用途に供すべき期間)

第 7 条 乙は、当該物件を指定用途に供した日から法令で定められた処分制限期間の間、指定用途以外の用に供してはならない。

(指定期日等の変更の承認)

第 8 条 乙は、やむを得ない理由により、第 6 条に定める指定用途に供すべき期日の変更又は第 7 条に定める指定用途に供すべき期間の変更を必要とするときは、法令等に基づき、国、 県及び関係市町の承認を求めなければならない。

2 乙は、やむを得ない理由により、第 5 条に定める指定用途の変更又は解除を必要とするときは、法令等に基づき、国、 県及び関係市町の承認を求めなければならない。

(当該物件の譲渡の禁止)

第 9 条 乙は、当該物件を取得した日から第 7 条に定める期間満了の日までの間において、その所有権を第三者に移転し、又はその物件を指定用途以外の目的で第三者に貸付等をしてはならない。ただし、指定用途を妨げない範囲における第三者への貸付等に関してはこの限りではない。

(公租公課の負担責任)

第 10 条 所有権移転登記完了後における当該物件の公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担しなければならない。

(契約の解除等)

第 11 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(合意管轄)

第 12 条 この契約に関する訴訟については、 地方裁判所 支部を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第 13 条 この契約に定めのない事項については、法令の定めるところによるもののほか、甲乙双方協議の上処理するものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

平成 年 月 日

(甲)

(乙)

資料 譲 f - 2) 福祉医療機構・債務引受申請書

平成 年 月 日

独立行政法人 福祉医療機構
様

〒 -

(譲受法人)

TEL.

FAX.

送 付 案 内

記

1. 債務引受申込書
2. 債務引受理由書
3. 債務引受前の法人の定款（写）及び法人登記簿謄本・法人印鑑証明書
4. " の財産目録
5. " の理事会議事録（分離独立に関するもの）
6. 分離独立後の新法人の定款及び法人登記簿謄本・法人印鑑証明書
7. " の役員名簿・役員の履歴書・就任承諾書（写）
8. " の合併後財産目録
9. 債務引受申込者と現債務者との無償譲渡契約書の写
10. 分離独立後担保物件の登記簿謄本（写）
11. 分離独立後の償還計画書及び償還財源内訳書
12. 合併後の当機構償還口座及び振り込み案内の送付先住所

以上

平成 年 月 日

独立行政法人福祉医療機構 理事長 殿

債務引受申込者 住 所
氏名又は名称
代 表 者
現債務者 住 所
氏名又は名称
代 表 者

債 務 引 受 申 込 書

下記のとおり債務を免責的に引き受けたいので申込みをいたします。ただし、引受日において下記の債務金額に変更があるときは、債務金額はその額といたします。

記

債務引受申込者	住所			
	フリガナ 氏名又は名称			
	代表者			
	貸付対象施設の名称			
現債務者	住所			
	フリガナ 氏名又は名称			
	代表者			
	貸付対象施設の名称			
貸付番号				
資金の種類				
借入年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
借入金額	千円	千円	千円	
借入残高	千円	千円	千円	

保証人	現在	
	債務引受後	
担保物件	現在	土地 筆 建物 棟
	債務引受後	土地 筆 建物 棟
債務引受年月日		年 月 日
経営移管年月日		年 月 日
債務引受理由	別紙	

添付書類

- (1) 連帯保証人承諾書
- (2) 担保明細表・同不動産登記簿謄本
- (3) 定款・寄付行為
- (4) 法人登記簿謄本
- (5) 開設許可書（写）・同使用許可書（写）等
- (6) 債務引受申込者調査書
- (7) 借入金調
- (8) 法人（設立）総会議事録（債務引受けについての議事録を含む。）
- (9) 法人（設立）財産目録・直近時（開始時）の貸借対照表又は合計残高試算表・前年度の決算書
- (10) 特別代理人の選任申請書・同許可書（写）
- (11) 変更後の償還財源を証する書類（贈与契約書の写等）
- (12) その他参考となる書類

（注）債務引受先に応じ、適宜変更して使用すること。

資料 譲 f - 3) 免責的債務引受契約証書

免責的債務引受契約証書

第1条 ××××(譲受法人)(以下「丙」という。)は、(譲渡法人)(以下「乙」という。)が、平成 年 月 日付金銭消費貸借契約証書(以下「原契約書」という。)に基づき独立行政法人福祉医療機構(以下「甲」という。)から借り受け現に負担している債務金 , 千円(元高金 , 千円)及びこれに附随する一切の債務を原契約書の各条項を承認のうえ、かつ、その債務の同一性を維持して引き受けることを申し込み、甲はこれを承認し、乙はこれに同意した。

第2条 乙は、丙が前条の債務を引き受けたことにより、その債務を免れる。

第3条 丙は、本契約により引き受けた債務を原契約書の各条項に従って履行するものとする。

第4条 地方法務局 出張所平成 年 月 日受付第 号及び 地方法務局 出張所平成 年 月 日受付第 号をもって設定登記された後記物件にかかる抵当権については、本債務引き受けの登記手続きを速やかに完了し、その登記簿謄本を甲に提出するものとする。

第5条 原契約証書に基づく債務の保証人である は、本債務引受契約を承認し、引き続き債務保証基本約定書に基づく債務履行の責を負うものとする。

第6条 丙及び保証人は、甲が請求したときはいつでも、公証人に委嘱して原契約書及びこの契約証書に基づく債務の承認並びに強制執行の認諾文言ある公正証書の作成に必要な手続きをとるものとする。

第7条 この証書の作成並びに登記その他この契約に関する一切の費用は、丙がこれを負担する。

第8条 この契約に関しては、この証書に別段の定めがあるもののほか、すべて原契約書の各条項を適用又は準用するものとする。

この契約を証するため証書正本1通を作成し、甲がこれを保有する。

平成 年 月 日

甲 住所
名称
代表者

乙 住所
名称
代表者

丙 住所
名称
代表者

平成 年 月 日

知事 ×××× 様

所在地
名 称 (譲渡法人)
代表者

財産処分の承認について

社会福祉施設等施設(設備)整備費補助金及び 県単独社会福祉施設整備費補助金により取得した財産を処分したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同施行令並びに 県補助金等交付規則に基づき、関係書類を添えて申請します。

- 1 財産処分の概要
別紙のとおり
- 2 添付書類
 - (1) 施設の写真
 - (2) 施設の図面
 - (3) 補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し
 - (4) 補助金交付申請書及び実績報告書の写し
 - (5) 施設運営収支見込
 - (6) 建物面積表
 - (7) 定款(現行定款と変更案)
 - (8) 財産無償譲渡契約書案